

岡山県自然保護条例及び岡山県立自然公園条例の一部を改正する条例（案）に係るパブリック・コメントの実施について

岡山県自然保護条例及び岡山県立自然公園条例の一部を改正する条例(案)について、おかやま県民提案制度（パブリック・コメント実施要綱）に基づき、県民の意見を求めるため、パブリック・コメントを実施する。

1 改正の趣旨

自然環境保全法及び自然公園法の一部改正に基づき、生物多様性の保全に対する社会的要請の高まり等に対応するため、関係条例の一部改正を行うものである。

2 改正の概要

(1) 岡山県自然保護条例

① 特別保全地区等における行為規制の追加（自然環境保全法改正に基づく改正）

岡山県自然環境保全地域の特別保全地区等内において知事の許可を要する行為として、次の行為を追加する。

ア 木竹を損傷する行為（知事が指定する区域内で行うものに限る。以下同じ。）

イ 当該指定区域が本来の生育地でない植物（知事が指定するものに限る。）の植栽等の行為

ウ 当該指定区域が本来の生息地でない動物（知事が指定するものに限る。）を放つ行為

② 岡山県生態系維持回復事業制度の創設（自然環境保全法改正に基づく改正）

岡山県自然環境保全地域等のうち生態系の維持又は回復を図る必要があると認められる地域において、知事が定める事業計画に基づき、当該地域内の生態系を維持又は回復するための事業を行うことができることとする。

③ 協働による自然の保護の実施

ア 県民等の協働

イ 自然との触れ合いの場の確保等

ウ 自然の保護に関する教育、学習等

エ 基礎調査等の実施

オ 生物多様性の確保に関する施策等

カ 移入種に関する施策等

キ 公共施設等の緑化

④ その他

- ア 表彰制度の創設
- イ 自然保護推進員制度の条例化

⑤ 罰金額の引上げ（自然環境保全法改正に基づく改正）

- 50万円以下⇒100万円以下
- 30万円以下⇒50万円以下
- 20万円以下⇒30万円以下

(2) 岡山県立自然公園条例

① 特別地域における行為規制の追加（自然公園法改正に基づく改正）

県立自然公園の特別地域内において知事の許可を要する行為として、次の行為を追加する。

- ア 木竹を損傷する行為（知事が指定する区域内で行うものに限る。以下同じ。）
- イ 当該指定区域が本来の生育地でない植物（知事が指定するものに限る。）を植栽する行為等
- ウ 当該指定区域が本来の生息地でない動物（知事が指定するものに限る。）を放つ行為

② 生態系維持回復事業制度の創設（自然公園法改正に基づく改正）

県立自然公園のうち生態系の維持又は回復を図る必要があると認められる地域において、知事が定める事業計画に基づき、当該地域内の生態系を維持又は回復するための事業を行うことができることとする。

3 パブリック・コメント実施概要

(1) 募集方法

県ホームページに公開するほか、県民局、地域事務所等に備え付ける。

(2) 募集期間

平成22年10月22日（金）～平成22年11月22日（月）

4 今後の主なスケジュール（予定）

- | | |
|-------------|-----------------------|
| 平成22年10月22日 | パブリックコメントの実施（～11月22日） |
| 平成23年 2月 | 県議会へ提案 |
| 3月 | 改正条例公布 |
| 7月 | 改正条例施行 |

岡山県自然保護条例及び岡山県立 自然公園条例の改正（案）概要

- 1 岡山県自然保護条例及び岡山県立自然公園条例改正（案）
の内容 P. 1
- 2 岡山県自然保護条例新旧対照表 P. 21
- 3 岡山県立自然公園条例新旧対照表 P. 38

平成22年10月22日

環境文化部 自然環境課

○岡山県自然保護条例及び岡山県立自然公園条例改正（案）の内容

I 岡山県自然保護条例の一部改正

1 特別保全地区又は特別保護地区内において知事の許可を要する行為に次の行為（2(2)に係る行為を除く。）を加える。

(1) 知事が指定する区域内において行う木竹の損傷

(2) 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものの植栽又は当該植物の種子をまく行為

(3) 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つ行為

(4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、特別保全地区又は特別保護地区における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがある行為で規則で定めるもの

2 岡山県生態系維持回復事業の創設

(1) 岡山県生態系維持回復事業計画の策定

ア 知事は、自然環境保全地域に関する保全計画又は環境緑地保護地域等に関する保護計画に基づき、当該地域における生態系の維持又は回復を図る岡山県生態系維持回復事業（以下Ⅰにおいて「生態系維持回復事業」という。）の適正かつ効果的な実施に資するため、自然環境保全地域に関する保全計画又は環境緑地保護地域等に関する保護計画に基づき、岡山県自然環境保全審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いて、生態系維持回復事業に関する計画（以下Ⅰにおいて回復事業計画」という。）を定めることができることとする。

イ 生態系維持回復事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(ア) 生態系維持回復事業の目標

(イ) 生態系維持回復事業を行う区域

(ウ) 生態系維持回復事業の内容

(エ) (ア)から(ウ)までに掲げるもののほか、生態系維持回復事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項

ウ 知事は、生態系維持回復事業計画を定めたときは、その概要を公示しなければならないこととする。

(2) 生態系維持回復事業の実施

ア 県は、自然環境保全地域又は環境緑地保護地域等における自然環境の保全のため生態系の維持又は回復を図る必要があると認めるときは、生態系維持回復事業計画に従って生態系維持回復事業を行うことができることとする。

イ 市町村は、規則で定めるところにより、その行う生態系維持回復事業について生態系維持回復事業計画に適合する旨の知事の確認を受けて、生態系維持回復事業計画に従ってその生態系維持回復事業を行うことができることとする。

ウ 県及び市町村以外の者は、規則で定めるところにより、その行う生態系維持回復事業について、その者がその生態系維持回復事業を適正かつ確実に実施することができ、及びその生態系維持回復事業が生態系維持回復事業計画に適合する旨の知事の認定を受けて、生態系維持回復事業計画に従ってその生態系維持回復事業を行うことができることとする。

エ イの確認又はウの認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならないこととする。

(ア) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(イ) 生態系維持回復事業を行う区域

(ウ) 生態系維持回復事業の内容

(エ) (ア)から(ウ)までに掲げるもののほか、規則で定める事項

(3) 認定の取消し

知事は、(2)ウの認定を受けた者が次のいずれかに該当するときは、当該認定を取り消すことができることとする。

ア 生態系維持回復事業計画に従って生態系維持回復事業を行っていないと認めるとき。

イ その生態系維持回復事業を適正かつ確実に行うことができなくなったと認めるとき。

ウ (2)エに掲げる事項について、知事の確認等を受けずにこれらの変更等をしたとき。

エ (4)による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

オ 偽りその他の不正の手段により(2)ウの認定等を受けたとき。

(4) 報告徴収

知事は、(2)ウの認定を受けた者に対し、その生態系維持回復事業の実施状況その他必要な事項に関し報告を求めることができることとする。

3 協働による自然の保護の実施

(1) 県民等の協働

県民、事業者若しくはこれらの者の組織する団体又は市町村（以下「県民等」という。）及び県は、自発的かつ積極的に、また、適切な役割分担の下、協働して自然の保護に関する活動に取り組むよう努めるものとする。

(2) 自然との触れ合いの場の確保等

県は、自然と県民との触れ合いを促進し、もって、県民が自然の価値への理解を深め、自然と調和した行動をとるとともに、郷土の自然を愛する心をはぐくむため、県民等と連携して次に掲げる措置を講ずるよう努めるものとする。

ア 自然と県民との触れ合いの場及び機会の確保

イ 自然体験活動の指導者の養成及び資質の向上

ウ 自然体験活動を促進するために必要な体制の整備

(3) 自然の保護に関する教育、学習等

ア 県は、県民が自然の保護についての理解を深めるとともに自然の保護に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、学校における環境教育等自然の保護に関する教育及び学習の振興を図るものとする。

イ 県は、自然の保護に関する知識の普及及び意識の高揚を図るため、自然の保護に関する必要な情報の提供、広報その他の啓発活動に努めるものとする。

(4) 基礎調査等の実施

県は、国、他の地方公共団体等と連携し、地形、地質、植生及び野生動植物の種の個体の生息又は生育の状況等の野生動植物に関する調査その他の生物の多様性の確保等の自然の保護に係る基本的かつ総合的な施策の策定に必要な基礎調査を行うとともに、自然の保護に関する研究を行うよう努めるものとする。

(5) 生物多様性の確保に関する施策等

ア 県は、森林、河川等における生態系の多様性の確保、希少野生動植物をはじめとする野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全され

るよう、必要な施策を講ずるものとする。

イ 何人も、生物の多様性を確保するため、野生動植物（動物の卵及び植物の種子を含む。）をみだりに捕獲し、若しくは殺傷し、又は採取し、若しくは損傷しないようにすること等により、その保護に努めるものとする。

(6) 移入種に関する施策等

ア 県は、県内にその本来の生息地又は生育地を有する動植物（動物の卵及び植物の種子を含む。）とその性質が異なることにより生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある種（以下「移入種」という。）が、地域の生態系等に及ぼす影響についての県民の理解を深めるため、移入種の個体の生息又は生育の状況その他移入種に関し必要な情報を提供するよう努めるものとする。

イ 何人も、移入種をみだりに放ち、又は植栽し、若しくはその種子をまいてはならないこととする。

(7) 公共施設等の緑化

ア 県は、自ら、又は国、市町村その他の関係者の協力を得て、公園、学校、病院、官公署その他の公共施設等（イにおいて「公共施設等」という。）の緑化を計画的に推進するものとする。

イ アに規定する緑化の実施に当たっては、公共施設等が存する地域の植生に調和するよう配慮するものとする。

4 知事は、県民等であって、自主的な活動により自然の保護に著しく貢献したと認められるものを表彰することができることとする。

5 知事は、県民が自ら自然の保護を推進するため、知事が定めるところにより、県民のうちから自然の保護に関する指導等を行う自然保護推進員を委嘱することができることとする。

6 罰金の額を次のように改定する。

50万円以下 → 100万円以下

30万円以下 → 50万円以下

20万円以下 → 30万円以下

7 その他規定の整備を行う。

II 岡山県立自然公園条例の一部改正

1 特別地域内において知事の許可を要する行為に次の行為（2(2)アからウまでに係る行為を除く。）を加える。

- (1) 知事が指定する区域内において木竹を損傷すること。
- (2) 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。
- (3) 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つこと。

2 生態系維持回復事業の創設

(1) 生態系維持回復事業計画の策定

ア 知事は、公園計画に基づいて行う事業であって、自然公園における生態系の維持又は回復を図るもの（以下「生態系維持回復事業」という。）の適正かつ効果的な実施に資するため、公園計画に基づき、審議会の意見を聴いて、自然公園における生態系維持回復事業に関する計画（以下「生態系維持回復事業計画」という。）を定めることができることとする。

イ 生態系維持回復事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(ア) 生態系維持回復事業の目標

(イ) 生態系維持回復事業を行う区域

(ウ) 生態系維持回復事業の内容

(エ) (ア)から(ウ)までに掲げるもののほか、生態系維持回復事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項

ウ 知事は、生態系維持回復事業計画を定めたときは、その概要を公示しなければならないこととする。

(2) 生態系維持回復事業の実施

ア 県は、自然公園内の自然の風景地の保護のため生態系の維持又は回復を図る必要があると認めるときは、生態系維持回復事業計画に従って生態系維持回復事業を行うことができることとする。

イ 公共団体は、規則で定めるところにより、その行う生態系維持回復事業について生態系維持回復事業計画に適合する旨の知事の確認を受けて、当該生

態系維持回復事業計画に従ってその生態系維持回復事業を行うことができることとする。

ウ 県及び公共団体以外の者は、規則で定めるところにより、その行う生態系維持回復事業について、その者がその生態系維持回復事業を適正かつ確実に実施することができ、及びその生態系維持回復事業が生態系維持回復事業計画に適合する旨の知事の認定を受けて、当該生態系維持回復事業計画に従ってその生態系維持回復事業を行うことができることとする。

エ イの確認又はウの認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならないこととする。

(ア) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(イ) 生態系維持回復事業を行う区域

(ウ) 生態系維持回復事業の内容

(エ) (ア)から(ウ)までに掲げるもののほか、規則で定める事項

(3) 認定の取消し

知事は、(2)ウの認定を受けた者が次のいずれかに該当するときは、当該認定を取り消すことができることとする。

ア 生態系維持回復事業計画に従って生態系維持回復事業を行っていないと認めるとき。

イ その生態系維持回復事業を適正かつ確実に行うことができなくなると認めるとき。

ウ (2)エに掲げる事項について、知事の認定を受けずにこれらの変更等をしたとき。

エ (4)による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

オ 偽りその他の不正の手段により(2)ウの認定等を受けたとき。

(4) 報告徴収

知事は、(2)ウの認定を受けた者に対し、その生態系維持回復事業の実施状況その他必要な事項に関し報告を求めることができることとする。

3 その他規定の整備を行う。

下の罰金に処する。

第四十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二條第一項又は第二十三條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
 - 二 第二十二條第二項の規定に違反した者
 - 三 第二十八條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
 - 四 第二十八條第一項の規定による立入検査又は立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者
 - 五 第三十五條第五項の規定に違反して、同條第一項の規定による立入りその他の行為を拒み、又は妨げた者
- 第四十五條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第四十一條から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。

の罰金に処する。

第二十九條 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四條第一項又は第十五條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
 - 二 第十四條第二項の規定に違反した者
 - 三 第十九條の二第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
 - 四 第十九條の二第一項の規定による立入検査又は立入り調査を拒み、妨げ、又は忌避した者
 - 五 第二十二條第五項の規定に違反して、同條第一項の規定による立入りその他の行為を拒み、又は妨げた者
- 第三十條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前四條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。

(損失の補償)

第三十六条 県は、第二十条第一項若しくは第二十四条第一項第七号の規定による許可を得ることができないため、第二十一条(第二十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定により許可に条件を付されたため、又は第二十六条の規定による処分を受けたため損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。

(土地の買入れ)

第三十七条 県は、土地の所有者から、第二十条第一項若しくは第二十四条第一項第七号の規定による許可を得ることができないため、第二十一条(第二十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定により許可に条件を付されたため、又は第二十六条の規定による処分を受けたため、その土地の利用に著しい支障を来すこととなることにより、当該土地を県において買い入れるべき旨の申出があつた場合において、正当な理由があると認めるときは、当該土地を買い入れるものとする。

2 略

(表彰)

第三十八条 知事は、県民等であつて、自主的な活動により自然の保護に著しく貢献したと認められるものを表彰することができる。

(自然保護推進員)

第三十九条 知事は、県民が自ら自然の保護を推進するため、知事が定めるところにより、県民のうちから自然の保護に関する指導等を行う自然保護推進員を委嘱することができる。

第四十条 略

第九章 略

第四十一条 第二十七条の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第四十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十条第一項又は第二十四条第一項の規定に違反した者

二 第二十一条(第二十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定により許可に付された条件に違反した者

第四十三条 第二十六条の規定による処分違反した者は、五十万円以

(損失の補償)

第二十三条 県は、第十二条第一項若しくは第十六条第一項の許可を得ることができないため、第十三条(第十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定により許可に条件を付せられたため、又は第十八条の規定による処分を受けたため損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。

(土地の買入れ)

第二十四条 県は、土地の所有者から、第十二条第一項若しくは第十六条第一項の許可を得ることができないため、第十三条(第十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定により許可に条件を付せられたため、又は第十八条の規定による処分を受けたため、その土地の利用に著しい支障をきたすこととなることにより、当該土地を県において買い入れるべき旨の申出があつた場合において、正当な理由があると認めるときは、当該土地を買い入れるものとする。

2 略

第二十五条 略

第七章 略

第二十六条 第十九条の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十二条第一項又は第十六条第一項の規定に違反した者

二 第十三条(第十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定により許可に付せられた条件に違反した者

第二十八条 第十八条の規定による処分違反した者は、三十万円以下

けたとき。

(報告徴収)

第三十三条 知事は、第三十一条第三項の認定を受けた者に対し、その生態系維持回復事業の実施状況その他必要な事項に関し報告を求めることができる。

第七章 略

第三十四条 宅地の造成その他自然の保護に影響を及ぼすおそれのあるものとして規則で定める行為をしようとする事業者は、知事が自然の保護及び回復に関する協定の締結について協議を求めたときは、誠意をもつてこれに応じ、当該協定が成立したときは、誠実にこれを遵守しなければならない。

第八章 略

(実地調査)

第三十五条 知事は、自然環境保全地域若しくは環境緑地保護地域等の指定若しくはその区域の拡張、自然環境保全地域に関する保全計画若しくは環境緑地保護地域等に関する保護計画の決定若しくは変更又は自然環境保全地域若しくは環境緑地保護地域等に関する保全若しくは保護のための事業の執行に関し実地調査のために必要があるときは、その職員に、他人の土地に立ち入り、標識を設置させ、測量させ、又は実地調査の障害となる木竹若しくは垣、柵等を伐採させ、若しくは除去させることができる。ただし、法律又は他の条例に実地調査に関する規定があるときは、当該規定の定めるところによる。

2 知事は、その職員に前項の規定による行為をさせようとするときは、あらかじめ、土地の所有者（所有者の住所が明らかでないときは、その占有者。以下この条において同じ。）及び占有者並びに木竹又は垣、柵等の所有者にその旨を通知し、意見書を提出する機会を与えなければならない。

3 第一項の職員は、日出前及び日没後においては、宅地又は垣、柵等で囲まれた土地に立ち入つてはならない。

4 略

5 土地の所有者若しくは占有者又は木竹若しくは垣、柵等の所有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立ち入りその他の行為を拒み、又は妨げてはならない。

第五章 略

第二十一条 宅地の造成その他自然の保護に影響を及ぼすおそれのあるものとして知事が定める行為をしようとする事業者は、知事が自然の保護及び回復に関する協定の締結について協議を求めたときは、誠意をもつてこれに応じ、当該協定が成立したときは、誠実にこれを遵守しなければならない。

第六章 略

(実地調査)

第二十二条 知事は、自然環境保全地域若しくは環境緑地保護地域等の指定若しくはその区域の拡張、自然環境保全地域に関する保全計画若しくは環境緑地保護地域等に関する保護計画の決定若しくは変更又は自然環境保全地域若しくは環境緑地保護地域等に関する保全若しくは保護のための事業の執行に関し実地調査のために必要があるときは、その職員に、他人の土地に立ち入り、標識を設置させ、測量させ、又は実地調査の障害となる木竹若しくはかき、さく等を伐採させ、若しくは除去させることができる。ただし、法律又は他の条例に実地調査に関する規定があるときは、当該規定の定めるところによる。

2 知事は、その職員に前項の規定による行為をさせようとするときは、あらかじめ、土地の所有者（所有者の住所が明らかでないときは、その占有者。以下この条において同じ。）及び占有者並びに木竹又はかき、さく等の所有者にその旨を通知し、意見書を提出する機会を与えなければならない。

3 第一項の職員は、日出前及び日没後においては、宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入つてはならない。

4 略

5 土地の所有者若しくは占有者又は木竹若しくはかき、さく等の所有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立ち入りその他の行為を拒み、又は妨げてはならない。

かつ確実に実施することができ、及びその生態系維持回復事業が生態系維持回復事業計画に適合する旨の知事の認定を受けて、生態系維持回復事業計画に従つてその生態系維持回復事業を行うことができる。

4| 第二項の認定又は前項の認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 生態系維持回復事業を行う区域
- 三 生態系維持回復事業の内容
- 四 前三号に掲げるもののほか、規則で定める事項

5| 前項の申請書には、生態系維持回復事業を行う区域を示す図面その他の規則で定める書類を添付しなければならない。

6| 第二項の認定又は第三項の認定を受けた者は、第四項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、市町村にあつては知事の認定を、県及び市町村以外の者にあつては知事の認定を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

7| 前項の認定又は認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

8| 第五項の規定は、前項の申請書について準用する。

9| 第二項の認定又は第三項の認定を受けた者は、第六項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

(認定の取消し)

第三十二条 知事は、前条第三項の認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の認定を取り消すことができる。

- 一 生態系維持回復事業計画に従つて生態系維持回復事業を行つていないと認めるとき。
- 二 その生態系維持回復事業を適正かつ確実に行うことができなくなつたと認めるとき。
- 三 前条第六項又は第九項の規定に違反したとき。
- 四 次条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 五 偽りその他の不正の手段により前条第三項又は第六項の認定を受

第六章 岡山県生態系維持回復事業

(県生態系維持回復事業計画)

第三十条 知事は、自然環境保全地域に関する保全計画又は環境緑地保護地域等に関する保護計画に基づき、当該地域における生態系の維持又は回復を図る岡山県生態系維持回復事業（以下「生態系維持回復事業」という。）の適正かつ効果的な実施に資するため、自然環境保全地域に関する保全計画又は環境緑地保護地域等に関する保護計画に基づき、審議会の意見を聴いて、生態系維持回復事業に関する計画（以下「生態系維持回復事業計画」という。）を定めることができる。

2 生態系維持回復事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 生態系維持回復事業の目標
- 二 生態系維持回復事業を行う区域
- 三 生態系維持回復事業の内容
- 四 前三号に掲げるもののほか、生態系維持回復事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項

3 知事は、生態系維持回復事業計画を定めたときは、その概要を公示しなければならない。

4 知事は、生態系維持回復事業計画を廃止し、又は変更しようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。

5 第三項の規定は、生態系維持回復事業計画の廃止及び変更について準用する。

(生態系維持回復事業の実施)

第三十一条 県は、自然環境保全地域又は環境緑地保護地域等における自然環境の保全のため生態系の維持又は回復を図る必要があると認めるときは、生態系維持回復事業計画に従って生態系維持回復事業を行うことができる。

2 市町村は、規則で定めるところにより、その行う生態系維持回復事業について生態系維持回復事業計画に適合する旨の知事の確認を受けて、生態系維持回復事業計画に従ってその生態系維持回復事業を行うことができる。

3 県及び市町村以外の者は、規則で定めるところにより、その行う生態系維持回復事業について、その者がその生態系維持回復事業を適正

できる。

- 一 第二十条第一項若しくは第二十四条第一項の規定に違反し、又は第二十一条（第二十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定により許可に付された条件に違反した者
- 二 第二十二條第一項の規定による届出をせず同項各号に掲げる行為をした者

- 三 第二十三条の規定による届出をせず同条に規定する行為をした者
- 四 略

（報告及び検査等）

第二十八条 知事は、自然の保護のために必要な限度において、第二十条第一項若しくは第二十四条第一項第七号の規定による許可を受けた者若しくは第二十六条第一項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置をとるべき旨を命ぜられた者に対し、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、自然環境保全地域若しくは環境緑地保護地域等の区域内の土地若しくは建物内若しくは郷土記念物の存する土地内に立ち入り、第二十条第一項各号、第二十二條第一項各号、第二十三条本文若しくは第二十四条第一項本文に掲げる行為の実施状況を検査させ、若しくはこれらの行為の自然に与える影響を調査させることができる。

2 略

（国等に関する特例）

第二十九条 国又は地方公共団体の機関（規則で定める機構等を含む。以下「国等」という。）が行う行為については、第二十条第一項又は第二十四条第一項第七号の規定による許可を受けることを要しない。この場合において、当該国等は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、知事に協議しなければならない。

2 国等は、第二十条第四項、第二十二條第一項又は第二十三条の規定により届出を要する行為をしたとき又はしようとするときは、これらの規定による届出の例により、知事にその旨を通知しなければならない。

3 知事は、前項の規定による通知があつた場合において、必要があると認めるときは、当該国等に対し、自然の保護のためにとるべき措置について協議を求めることができる。

る。

- 一 第十二條第一項若しくは第十六條第一項の規定に違反し、又は第十三條（第十六條第二項において準用する場合を含む。）の規定により許可に付せられた条件に違反した者
- 二 第十四條第一項の規定による届出をせず同項各号に掲げる行為をした者

- 三 第十五條の規定による届出をせず同条に規定する行為をした者
- 四 略

（報告及び検査等）

第十九條の二 知事は、自然の保護のために必要な限度において、第二十条第一項若しくは第十六条第一項第六号の許可を受けた者若しくは第十八條第一項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置をとるべき旨を命ぜられた者に対し、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、自然環境保全地域若しくは環境緑地保護地域等の区域内の土地若しくは建物内若しくは郷土記念物の存する土地内に立ち入り、第十二條第一項各号、第十四條第一項各号、第十五條本文若しくは第十六条第一項本文に掲げる行為の実施状況を検査させ、若しくはこれらの行為の自然に与える影響を調査させることができる。

2 略

（国等に関する特例）

第二十条 国又は地方公共団体の機関（知事が定める公団等を含む。以下「国等」という。）が行なう行為については、第十二條第一項又は第十六條第一項第六号の規定による許可を受けることを要しない。この場合において、当該国等は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、知事に協議しなければならない。

2 国等は、第十二條第四項、第十四條第一項又は第十五條の規定により届出を要する行為をしたとき又はしようとするときは、これらの規定による届出の例により、知事にその旨を通知しなければならない。

3 知事は、前項の通知があつた場合において、自然を保護するため必要があると認めるときは、当該国等に対し、自然の保護のためにとるべき措置について協議を求めることができる。

は殺傷し、又は採取し、若しくは損傷してはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 第二十条第一項の許可を受けた行為（第二十九条第一項の規定による協議に係る行為を含む。）を行うためにする場合

二・三略

四 認定生態系維持回復事業等を行うためにする場合

五〇七略

2 第二十一条の規定は、前項第七号の規定による許可について準用する。

（助言又は勧告）

第二十五条 知事は、自然の保護のために必要があると認めるときは、自然環境保全地域又は環境緑地保護地域等内で事業を行う者その他の関係者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。

（禁止命令等）

第二十六条 知事は、自然の保護のために必要があると認めるときは、その必要な限度において、第二十二條第一項又は第二十三條の規定による届出をした者に対して、当該行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

2 前項の規定による処分は、第二十二條第一項又は第二十三條の規定により届出があつた日から起算して三十日以内に限り、することができる。

3 知事は、第二十二條第一項又は第二十三條の規定による届出があつた場合において、実地の調査をする必要があるときその他前項に規定する期間内に第一項の規定による処分をすることができない合理的な理由があるときは、その理由が存する間、当該期間を延長することができる。この場合においては、当該期間内に、第二十二條第一項又は第二十三條の規定による届出をした者に対してその旨及び当該期間を延長する理由を通知しなければならない。

（中止命令等）

第二十七条 知事は、自然の保護のため特に必要があると認めるときは、次の各号に掲げる者に対して行為の中止を命じ、又は相当の期間を定めて原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難であると認められる場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることが

殺傷し、又は採取し、若しくは損傷してはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 第十二條第一項の許可を受けた行為（第二十条第一項の規定による協議に係る行為を含む。）を行うためにする場合

二・三略

四〇六略

2 第十三條の規定は、前項第六号の許可について準用する。

（助言又は勧告）

第十七条 知事は、自然の保護のために必要があると認めるときは、自然環境保全地域又は環境緑地保護地域等内で事業を行なう者その他の関係者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。

（禁止命令等）

第十八條 知事は、自然の保護のために必要があると認めるときは、その必要な限度において、第十四條第一項又は第十五條の規定による届出をした者に対して、当該行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

2 前項の処分は、第十四條第一項又は第十五條の規定により届出があつた日から起算して三十日以内に限り、することができる。

3 知事は、第十四條第一項又は第十五條の規定による届出があつた場合において、実地の調査をする必要があるときその他前項の期間内に第一項の処分をすることができない合理的な理由があるときは、その理由が存する間、前項の期間を延長することができる。この場合においては、同項の期間内に、第十四條第一項又は第十五條の規定による届出をした者に対してその旨及びその期間を延長する理由を通知しなければならない。

（中止命令等）

第十九條 知事は、自然の保護のため特に必要があると認めるときは、次の各号に掲げる者に対して行為の中止を命じ、又は相当期間を定めて原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難であると認められる場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることが

(許可条件)

第二十一条 前条第一項の許可には、自然の保護をするため必要な限度において、条件を付することができる。

(行為の届出)

第二十二条 自然環境保全地域又は環境緑地保護地域等の区域のうち特別保全地区又は特別保護地区に含まれない区域内において次に掲げる行為をしようとする者は、知事に対し、規則で定めるところにより、行為の種類、場所、施行方法、着手予定日その他の規則で定める事項を届け出なければならない。ただし、第一号から第三号までに掲げる行為で森林法第三十四条第二項本文の規定に該当するものを保安林等の区域内においてしようとする者は、この限りでない。

一 その規模が規則で定める基準を超える建築物その他の工作物の新築、改築又は増築（改築又は増築後において、その規模が規則で定める基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）

二 五略

3 知事は、当該自然環境保全地域又は環境緑地保護地域等における自然の保護に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

4 次に掲げる行為については、第一項の規定は、適用しない。

一 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で規則で定めるもの

二 略

三 認定生態系維持回復事業等として行う行為

四 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

(郷土記念物に係る現状変更等の届出)

第二十三条 郷土記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、あらかじめ、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で規則で定めるもの又は非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

(行為の禁止)

第二十四条 何人も、野生動植物保護地区内においては、当該野生動植物保護地区に係る野生動植物（動物の卵を含む。）を捕獲し、若しくは

(許可条件)

第十三条 前条第一項の許可には、自然を保護するため必要な限度において、条件を付することができる。

(行為の届出)

第十四条 自然環境保全地域又は環境緑地保護地域等の区域のうち特別保全地区又は特別保護地区に含まれない区域内において次に掲げる行為をしようとする者は、知事に対し、規則で定めるところにより、行為の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他の規則で定める事項を届け出なければならない。ただし、第一号から第三号までに掲げる行為で森林法第三十四条第二項本文の規定に該当するものを保安林等の区域内においてしようとする者は、この限りでない。

一 その規模が規則で定める基準をこえる建築物その他の工作物の新築、改築又は増築（改築又は増築後において、その規模が規則で定める基準をこえるものとなる場合における改築又は増築を含む。）

二 五略

3 知事は、当該自然環境保全地域又は環境緑地保護地域等における自然の保護に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、前項の期間を短縮することができる。

4 次に掲げる行為については、第一項の規定は、適用しない。

一 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で知事が定めるもの

二 略

三 非常災害のために必要な応急措置として行なう行為

(郷土記念物に係る現状変更等の届出)

第十五条 郷土記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、あらかじめ、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で知事が定めるもの又は非常災害のため必要な応急措置として行なう行為については、この限りでない。

(行為の禁止)

第十六条 何人も、野生動植物保護地区内においては、当該野生動植物保護地区に係る野生動植物（動物の卵を含む。）を捕獲し、若しくは

四号に掲げる行為で知事が指定する方法により、かつ、知事が指定する限度内において行うもの又は第五号に掲げる行為で森林の整備及び保全を図るために行うものについては、この限りでない。

一〇四略

五 知事が指定する区域内において行う木竹の損傷

六 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものの植栽又は当該植物の種子をまく行為

七 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つ行為（当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。）

八〇一略

十二 前各号に掲げるもののほか、特別保全地区又は特別保護地区における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがある行為で規則で定めるもの

2 前項の規定により同項各号に掲げる行為が規制されることとなつた時において既に当該行為に着手している者は、その規制されることとなつた日から起算して六月間は、同項の規定にかかわらず、引き続き当該行為をすることができる。

3 前項に規定する者が同項に規定する期間内に当該行為について知事に届け出たときは、第一項の許可を受けたものとみなす。

4 略

5 次に掲げる行為については、第一項及び前項の規定は、適用しない。

一 認定生態系維持回復事業等（第三十一条第一項の規定により行われる岡山県生態系維持回復事業及び同条第二項の確認又は同条第三項の認定を受けた岡山県生態系維持回復事業をいう。以下同じ。）として行う行為

二 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で規則で定めるもの

四号に掲げる行為で知事が指定する方法により、かつ、知事が指定する限度内において行うものについては、この限りでない。

一〇四略

五〇八略

2 特別保全地区又は特別保護地区が指定され、若しくはその区域が拡張された際当該地区内において前項第一号から第六号までに掲げる行為に着手している者又は同項第七号に規定する湖沼若しくは湿原が指定された際同号に規定する区域内において同号に掲げる行為に着手している者は、その指定又は区域の拡張の日から起算して六月間は、同項の規定にかかわらず、引き続き当該行為をすることができる。

3 前項に規定する者が同項の期間内に当該行為について知事に届け出たときは、第一項の許可をうけたものとみなす。

4 略

5 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で知事が定めるものについては、第一項及び前項の規定は、適用しない。

7 第十四条第三項前段の規定は環境緑地保護地域等に関する保護計画の廃止及び変更について、同条第四項から第六項までの規定は環境緑地保護地域等に関する保護計画の決定及び変更（第五項第二号又は第三号に掲げる事項に係る変更に限る。）について、前項の規定は環境緑地保護地域等に関する保護計画の廃止及び変更について、それぞれ準用する。

（特別保全地区等の指定）

第十七条 1・2略

3 第十四条第七項及び第八項の規定は、特別保全地区、特別保護地区又は野生動植物保護地区の指定及び指定の解除並びにその区域の変更について準用する。

（郷土記念物の指定）

第十八条 知事は、保護のため必要があるとき又は市町村からの申出があつたときは、樹木及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）であつて、県民に親しまれているもの又は由緒のあるものを郷土記念物として指定することができる。

2 第十四条第三項前段の規定は郷土記念物の指定及び指定の解除について、同条第四項から第六項までの規定は郷土記念物の指定について、同条第七項及び第八項の規定は郷土記念物の指定及び指定の解除について、それぞれ準用する。

第十九条 略

第五章 略

（行為の許可等）

第二十条 特別保全地区又は特別保護地区内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、知事の許可を受けなければならぬ。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為、第一号から第三号まで若しくは第八号から第十号までに掲げる行為で森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項若しくは第二項若しくは第二十五条の二第一項若しくは第二項の規定により指定された保安林の区域若しくは同法第四十一条の規定により指定された保安林の区域若しくは同法第四十一条の規定により指定された保安林の区域若しくは同法第四十一条の規定により指定された保安施設地区（第二十二條第一項において「保安林等の区域」という。）内において同法第三十四条第二項（同法第四十四条において準用する場合を含む。）の許可を受けた者が行う当該許可に係るもの、第

7 第七条第三項前段の規定は環境緑地保護地域等に関する保護計画の廃止及び変更について、同条第四項から第六項までの規定は環境緑地保護地域等に関する保護計画の決定及び変更（第五項第二号又は第三号に掲げる事項に係る変更に限る。）について、前項の規定は環境緑地保護地域等に関する保護計画の廃止及び変更について、それぞれ準用する。

（特別保全地区等の指定）

第九条 1・2略

3 第七条第七項及び第八項の規定は、特別保全地区、特別保護地区又は野生動植物保護地区の指定及び指定の解除並びにその区域の変更について準用する。

（郷土記念物の指定）

第十条 知事は、保護のため必要があるとき又は市町村からの申出があつたときは、樹木及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）であつて、県民に親しまれているもの又はゆい緒のあるものを郷土記念物として指定することができる。

2 第七条第三項前段の規定は郷土記念物の指定及び指定の解除について、同条第四項から第六項までの規定は郷土記念物の指定について、同条第七項及び第八項の規定は郷土記念物の指定及び指定の解除について、それぞれ準用する。

第十一条 略

第四章 略

（行為の許可等）

第十二条 特別保全地区又は特別保護地区内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、知事の許可を受けなければならぬ。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為、第一号から第三号まで若しくは第五号から第七号までに掲げる行為で森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項若しくは第二項若しくは第二十五条の二第一項若しくは第二項の規定により指定された保安林の区域若しくは同法第四十一条の規定により指定された保安林の区域若しくは同法第四十一条の規定により指定された保安施設地区（第十四條第一項において「保安林等の区域」という。）内において同法第三十四条第二項（同法第四十四条において準用する場合を含む。）の許可を受けた者が行う当該許可に係るもの又は第

(環境緑地保護地域等の指定)

第十六条 知事は、自然と調和した良好な生活環境を確保するため特に必要があると認めるときは、次の区分に従い環境緑地保護地域及び郷土自然保護地域（以下「環境緑地保護地域等」という。）を指定することができる。

一 略

二 郷土自然保護地域 自然と一体となつて郷土色豊かな風土を形成し、かつ、県民に親しまれている地域であつて、その自然の保護をすることが必要なもの

2 第十四条第三項から第八項までの規定は、環境緑地保護地域等の指定について準用する。この場合において、同条第三項中「次条第一項に規定する自然環境保全地域に関する保全計画」とあるのは、「第十六条第四項に規定する環境緑地保護地域等に関する保護計画」と読み替えるものとする。

3 第十四条第三項前段の規定は環境緑地保護地域等の指定の解除及びその区域の変更について、同項後段及び第四項から第六項までの規定は環境緑地保護地域等の区域の拡張について、同条第七項及び第八項の規定は環境緑地保護地域等の指定の解除及びその区域の変更について、それぞれ準用する。この場合において、同条第三項中「次条第一項に規定する自然環境保全地域に関する保全計画」とあるのは、「第十六条第四項に規定する環境緑地保護地域等に関する保護計画」と読み替えるものとする。

4 環境緑地保護地域等に関する保護計画（環境緑地保護地域等内における自然と調和した良好な生活環境の確保のための規制又は事業に関する計画をいう。以下同じ。）は、知事が決定する。

5 環境緑地保護地域等に関する保護計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。
一 三略

四 当該地域における自然と調和した良好な生活環境の確保のための事業に関する事項

6 知事は、環境緑地保護地域等に関する保護計画を決定したときは、その概要を公示し、かつ、その環境緑地保護地域等に関する保護計画を一般の閲覧に供しなければならない。

(環境緑地保護地域等の指定)

第八条 知事は、自然と調和した良好な生活環境を確保するため特に必要があると認めるときは、次の区分にしたがい環境緑地保護地域及び郷土自然保護地域（以下「環境緑地保護地域等」という。）を指定することができる。

一 略

二 郷土自然保護地域 自然と一体となつて郷土色豊かな風土を形成し、かつ、県民に親しまれている地域であつて、その自然を保護することが必要なもの

2 第七条第三項から第八項までの規定は、環境緑地保護地域等の指定について準用する。この場合において、同条第三項中「次条第一項に規定する自然環境保全地域に関する保全計画」とあるのは、「第八条第四項に規定する環境緑地保護地域等に関する保護計画」と読み替えるものとする。

3 第七条第三項前段の規定は環境緑地保護地域等の指定の解除及びその区域の変更について、同項後段及び第四項から第六項までの規定は環境緑地保護地域等の区域の拡張について、同条第七項及び第八項の規定は環境緑地保護地域等の指定の解除及びその区域の変更について、それぞれ準用する。この場合において、同条第三項中「次条第一項に規定する自然環境保全地域に関する保全計画」とあるのは、「第八条第四項に規定する環境緑地保護地域等に関する保護計画」と読み替えるものとする。

4 環境緑地保護地域等に関する保護計画（環境緑地保護地域等内における自然と調和した良好な生活環境の確保のための規制又は施設に関する計画をいう。以下同じ。）は、知事が決定する。

5 環境緑地保護地域等に関する保護計画には次の各号に掲げる事項を定めるものとする。
一 三略

四 当該地域における自然と調和した良好な生活環境の確保のための施設に関する事項

6 知事は、環境緑地保護地域等に関する保護計画を決定したときは、その概要を公示しなければならない。

一 略

二 優れた天然林が相当部分を占める森林の区域（これと一体となつて自然環境を形成している土地の区域を含む。）

三 略

四 その区域内に生存する動植物を含む自然環境が優れた状態を維持している湖沼、湿原又は河川の区域

五 略

2 略

3 知事は、自然環境保全地域の指定をしようとするときは、あらかじめ、関係市町村及び審議会の意見を聴かなければならない。この場合においては、次条第一項に規定する自然環境保全地域に関する保全計画の案についても、あわせて、その意見を聴かなければならない。

4 略

5 前項の規定による公告があつたときは、当該区域に係る住民及び利害関係人は、同項に規定する縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された案について、知事に意見書を提出することができる。

6 知事は、前項の規定により縦覧に供された案について異議がある旨の意見書の提出があつたとき又は当該自然環境保全地域の指定に関し広く意見を聴く必要があると認めたときは、公聴会を開催するものとする。

7 9 略

（自然環境保全地域に関する保全計画の決定）

第十五条 自然環境保全地域に関する保全計画（自然環境保全地域における自然環境の保全のための規制又は事業に関する計画をいう。以下同じ。）は、知事が決定する。

2 自然環境保全地域に関する保全計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

一 三 略

四 当該地域における自然環境の保全のための事業に関する事項

3 知事は、自然環境保全地域に関する保全計画を決定したときは、その概要を公示し、かつ、その自然環境保全地域に関する保全計画を一般の閲覧に供しななければならない。

4 略

一 略

二 すぐれた天然林が相当部分を占める森林の区域（これと一体となつて自然環境を形成している土地の区域を含む。）

三 略

四 その区域内に生存する動植物を含む自然環境がすぐれた状態を維持している湖沼、湿原又は河川の区域

五 略

2 略

3 知事は、自然環境保全地域の指定をしようとするときは、あらかじめ、関係市町村及び審議会の意見をきかなければならない。この場合においては、次条第一項に規定する自然環境保全地域に関する保全計画の案についても、あわせて、その意見をきかなければならない。

4 略

5 前項の規定による公告があつたときは、当該区域に係る住民及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された案について、知事に意見書を提出することができる。

6 知事は、前項の規定により縦覧に供された案について異議がある旨の意見書の提出があつたとき又は当該自然環境保全地域の指定に関し広く意見をきく必要があると認めたときは、公聴会を開催するものとする。

7 9 略

（自然環境保全地域に関する保全計画の決定）

第七条の二 自然環境保全地域に関する保全計画（自然環境保全地域における自然環境の保全のための規制又は施設に関する計画をいう。以下同じ。）は、知事が決定する。

2 自然環境保全地域に関する保全計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

一 三 略

四 当該地域における自然環境の保全のための施設に関する事項

3 知事は、自然環境保全地域に関する保全計画を決定したときは、その概要を公示しななければならない。

4 略

、自然の保護に関する研究を行うよう努めるものとする。

(生物多様性の確保に関する施策等)

第十一条 県は、森林、河川等における生態系の多様性の確保、希少野生動植物をはじめとする野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図られるとともに、多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されるよう、必要な施策を講ずるものとする。

2 何人も、生物の多様性を確保するため、野生動植物(動物の卵及び植物の種子を含む。)をみだりに捕獲し、若しくは殺傷し、又は採取し、若しくは損傷しないようにすること等により、その保護に努めるものとする。

(移入種に関する施策等)

第十二条 県は、県内にその本来の生息地又は生育地を有する動植物(動物の卵及び植物の種子を含む。)とその性質が異なることにより生態系に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある種(以下この条において「移入種」という。)が、地域の生態系等に及ぼす影響についての県民の理解を深めるため、移入種の個体の生息又は生育の状況その他移入種に関し必要な情報を提供しよう努めるものとする。

2 何人も、移入種をみだりに放ち、又は植栽し、若しくはその種子をまいてはならない。

(公共施設等の緑化)

第十三条 県は、自ら、又は国、市町村その他の関係者の協力を得て、公園、学校、病院、官公署その他の公共施設等(次項において「公共施設等」という。)の緑化を計画的に推進するものとする。

2 前項の緑化の実施に当たっては、公共施設等が存する地域の植生に調和するよう配慮するものとする。

第四章 略

(県自然環境保全地域の指定)

第十四条 知事は、その区域における自然環境が自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)第二十二条第一項に規定する自然環境保全地域に準ずる土地の区域であつて次の各号のいずれかに該当する土地の区域のうち、自然的社会的諸条件からみて当該自然環境を保全することが特に必要なものを岡山県自然環境保全地域(以下「自然環境保全地域」という。)として指定することができる。

第三章 略

(県自然環境保全地域の指定)

第七条 知事は、その区域における自然環境が自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)第二十二条第一項に規定する自然環境保全地域に準ずる土地の区域であつて次の各号のいずれかに該当する土地の区域のうち、自然的社会的諸条件からみて当該自然環境を保全することが特に必要なものを岡山県自然環境保全地域(以下「自然環境保全地域」という。)として指定することができる。

七 略

八 自然の保護のための監視指導体制の整備に関すること。

九 前各号に掲げるもののほか、自然の保護のために必要な施策に関すること。

3 知事は、自然保護基本計画を策定しようとするときは、岡山県自然環境保全審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

第三章 協働による自然の保護

（県民等の協働）

第七条 県民、事業者若しくはこれらの者の組織する団体又は市町村（以下「県民等」という。）及び県は、自発的かつ積極的に、また、適切な役割分担の下、協働して自然の保護に関する活動に取り組むよう努めるものとする。

（自然との触れ合いの場の確保等）

第八条 県は、自然と県民との触れ合いを促進し、もつて、県民が自然の価値への理解を深め、自然と調和した行動をとるとともに、郷土の自然を愛する心をはぐくむため、県民等と連携して次に掲げる措置を講ずるよう努めるものとする。

一 自然と県民との触れ合いの場及び機会の確保

二 自然体験活動の指導者の養成及び資質の向上

三 自然体験活動を促進するために必要な体制の整備

（自然の保護に関する教育、学習等）

第九条 県は、県民が自然の保護についての理解を深めるとともに自然の保護に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、学校における環境教育等自然の保護に関する教育及び学習の振興を図るものとする。

2 県は、自然の保護に関する知識の普及及び意識の高揚を図るため、自然の保護に関する必要な情報の提供、広報その他の啓発活動に努めるものとする。

（基礎調査等の実施）

第十条 県は、国、他の地方公共団体等と連携し、地形、地質、植生及び野生動植物の種の個体の生息又は生育の状況等の野生動植物に関する調査その他の第一条の施策の策定に必要な基礎調査を行うとともに

七 略

八 自然を保護するための監視指導体制の整備に関すること。

九 前各号に掲げるもののほか、自然を保護するために必要な施策に関すること。

3 知事は、自然保護基本計画を策定しようとするときは、岡山県自然環境保全審議会（以下「審議会」という。）の意見を聞かなければならない。

新

旧

目次

前文

- 第一章 総則（第一条―第四条）
- 第二章 自然保護基本計画の策定等（第五条・第六条）
- 第三章 協働による自然の保護（第七条―第十三条）
- 第四章 岡山県自然環境保全地域等の指定（第十四条―第十九条）
- 第五章 行為の規制（第二十条―第二十九条）
- 第六章 岡山県生態系維持回復事業（第三十条―第三十三条）
- 第七章 自然保護協定（第三十四条）
- 第八章 雑則（第三十五条―第四十条）
- 第九章 罰則（第四十一条―第四十五条）

附則

（県の責務）
 第一条 県は、自然と調和した良好な生活環境を保全し、及び創造するため、生物の多様性の確保その他の自然の保護（以下「自然の保護」という。）に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

（県民の責務）

第四条 県民は、動植物を愛護し、植樹を行う等互いに自然の保護に努めるとともに、県又は市町村が実施する自然の保護に関する施策に協力する責務を有する。

（自然保護基本計画の策定）

第五条 1略

2 自然保護基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 三略

四 自然の保護に関する事業に関すること。

五 自然の保護に関する知識の普及及び啓発に関すること。

六 県民の行う自然の保護に関する自主的な活動の助長に関すること。

目次

前文

- 第一章 総則（第一条―第四条）
- 第二章 自然保護基本計画の策定等（第五条・第六条）
- 第三章 岡山県自然環境保全地域等の指定（第七条―第十一条）
- 第四章 行為の規制（第十二条―第二十条）
- 第五章 自然保護協定（第二十一条）
- 第六章 雑則（第二十二条―第二十五条）
- 第七章 罰則（第二十六条―第三十条）

附則

（県の責務）
 第一条 県は、自然と調和した良好な生活環境を保全し、及び創造するため、自然の保護に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

（県民の責務）

第四条 県民は、動植物を愛護し、植樹を行なう等互いに自然の保護に努めるとともに、県又は市町村が実施する自然の保護に関する施策に協力する責務を有する。

（自然保護基本計画の策定）

第五条 1略

2 自然保護基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 三略

四 自然の保護に関する施設の整備に関すること。

五 自然の保護に関する知識の普及及び思想の高揚に関すること。

六 県民の行なう自然の保護に関する自主的な活動の助長に関すること。

二 第二十条の規定により許可に付された条件に違反した者

第四十八条 第二十一条第二項又は第三十九条の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第四十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十一条第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第二十一条第五項の規定に違反した者
- 三 第二十三条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 四 第二十三条第二項の規定による立入検査又は立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- 五 自然公園の特別地域又は集団施設地区内において、みだりに第二十五条第一項第一号に掲げる行為をした者
- 六 自然公園の特別地域又は集団施設地区内において、第二十五条第二項の規定による職員の指示に従わないで、みだりに同条第一項第二号に掲げる行為をした者
- 七 第四十二条第五項の規定に違反して、同条第一項の規定による立入り又は標識の設置その他の行為を拒み、又は妨げた者

(両罰規定)

第五十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第四十六条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

二 第十四条の規定により許可に付せられた条件に違反した者

第三十八条 第十五条第二項又は第二十九条の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第三十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十五条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第十五条第五項の規定に違反した者
- 三 第十七条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 四 第十七条第二項の規定による立入検査又は立入り調査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- 五 自然公園の特別地域又は集団施設地区内において、みだりに第十九条第一項第一号に掲げる行為をした者
- 六 自然公園の特別地域又は集団施設地区内において、第十九条第二項の規定による職員の指示に従わないで、みだりに同条第一項第二号に掲げる行為をした者
- 七 第三十二条第五項の規定に違反して、同条第一項の規定による立入り又は標識の設置その他の行為を拒み、又は妨げた者

(両罰規定)

第四十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第三十六条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

4 第一項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならぬ。

5 土地の所有者若しくは占有者又は木竹若しくは垣、柵等の所有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入り又は標識の設置その他の行為を拒み、又は妨げてはならない。

(損失の補償)

第四十三條 県は、第十九條第三項の許可を得ることができないため、第二十条の規定により許可に条件を付されたため若しくは第二十一条第二項の規定による処分を受けたため損失を受けた者又は前条第一項の規定による職員の行為によつて損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。

2・3 略

(土地の買入れ)

第四十四條 県は、自然公園の区域内の土地について、当該土地の所有者から、第十九條第三項の許可を得ることができないため、第二十条の規定により許可に条件を付されたため、又は第二十一条第二項の規定による処分を受けたため、その土地の利用に著しい支障をきたすこととなることにより、当該土地を県において買入れられるべき旨の申出があつた場合において、正当な理由があると認めるときは、当該土地を買入れられるものとする。

2 略

第四十五條 略

(罰則)

第四十六條 第二十二條第一項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第四十七條 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十九條第三項の規定に違反した者

4 第一項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

5 土地の所有者若しくは占有者又は木竹若しくは垣、さく等の所有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入り又は標識の設置その他の行為を拒み、又は妨げてはならない。

(損失の補償)

第三十三條 県は、第十三條第三項の許可を得ることができないため、第十四條の規定により許可に条件を付せられたため若しくは第十五條第二項の規定による処分を受けたため損失を受けた者又は前条第一項の規定による職員の行為によつて損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。

2・3 略

(土地の買入れ)

第三十四條 県は、自然公園の区域内の土地について、当該土地の所有者から、第十三條第三項の許可を得ることができないため、第十四條の規定により許可に条件を付せられたため、又は第十五條第二項の規定による処分を受けたため、その土地の利用に著しい支障をきたすこととなることにより、当該土地を県において買入れられるべき旨の申出があつた場合において、正当な理由があると認めるときは、当該土地を買入れられるものとする。

2 略

第三十五條 略

(罰則)

第三十六條 第十六條第一項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十七條 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十三條第三項の規定に違反した者

第三十三条 県又は公共団体が風景地保護協定を締結したときは知事又は当該公共団体の長、前条の規定による認可をしたときは知事は、規則で定めるところにより、その旨を公示し、かつ、当該風景地保護協定の写しを公衆の縦覧に供するとともに、風景地保護協定区域である旨を当該区域内に明示しなければならない。

(風景地保護協定の変更)

第三十四条 第三十条第二項から第五項まで及び前三条の規定は、風景地保護協定において定めた事項の変更について準用する。

(風景地保護協定の効力)

第三十五条 第三十三条(前条において準用する場合を含む。)の規定による公示のあつた風景地保護協定は、その公示のあつた後において当該風景地保護協定区域内の土地の所有者等となつた者に対しても、その効力があるものとする。

第三十六条(第四十一条略)

(実地調査)

第四十二条 知事は、自然公園の指定、公園計画の決定又は公園事業の決定若しくは執行に関し、実地調査のため必要があるときは、その職員に、他人の土地に立ち入らせ、標識を設置させ、測量させ、又は実地調査の障害となる木竹若しくは垣、柵等を伐採させ、若しくは除去させることができる。ただし、道路法その他の法律に実地調査に関する規定があるときは、当該規定の定めるところによる。

2 知事は、その職員に前項の規定による行為をさせようとするときは、あらかじめ、土地の所有者(所有者の住所が明らかでないときは、その占有者。以下この条において同じ。)及び占有者並びに木竹又は垣、柵等の所有者にその旨を通知し、意見書を提出する機会を与えなければならない。

3 第一項の職員は、日出前及び日没後においては、宅地又は垣、柵等で囲まれた土地に立ち入つてはならない。

第二十三条 県若しくは市町村等又知事は、風景地保護協定を締結し、又は前条の認可をしたときは、知事が定めるところにより、その旨を公示し、かつ、当該風景地保護協定の写しを公衆の縦覧に供するとともに、風景地保護協定区域である旨を当該区域内に明示しなければならない。

(風景地保護協定の変更)

第二十四条 第二十条第二項から第五項まで及び前三条の規定は、風景地保護協定において定めた事項の変更について準用する。

(風景地保護協定の効力)

第二十五条 第二十三条(前条において準用する場合を含む。)の規定による公示のあつた風景地保護協定は、その公示のあつた後において当該風景地保護協定区域内の土地の所有者等となつた者に対しても、その効力があるものとする。

第二十六条(第三十一条略)

(実地調査)

第三十二条 知事は、自然公園の指定、公園計画の決定又は公園事業の決定若しくは執行に関し、実地調査のため必要があるときは、その指定する職員をして、他人の土地に立ち入らせ、標識を設置させ、測量させ、又は実地調査の障害となる木竹若しくは垣、さく等を伐採させ、若しくは除去させることができる。ただし、道路法その他の法律に実地調査に関する規定があるときは、当該規定の定めるところによる。

2 知事は、その指定する職員に前項の規定による行為をさせようとするときは、あらかじめ、土地の所有者(所有者の住所が明らかでないときは、その占有者。以下この条において同じ。)及び占有者並びに木竹又は垣、さく等の所有者にその旨を通知し、意見書を提出する機会を与えなければならない。

3 第一項の職員は、日出前及び日没後においては、宅地又は垣、さく等で囲まれた土地に立ち入つてはならない。

ことができる。

一 五略

2 略

3 風景地保護協定の内容は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

一 二略

三 第一項各号に掲げる事項について規則で定める基準に適合するものであること。

4 公共団体が風景地保護協定を締結しようとするときは、あらかじめ、知事に協議し、同意を得なければならない。

5 略

(風景地保護協定の縦覧等)

第三十一条 県又は公共団体が風景地保護協定を締結しようとするときは、知事又は当該公共団体の長、前条第五項の規定による風景地保護協定の認可の申請があつたときは知事は、規則で定めるところにより、その旨を公示し、当該風景地保護協定を当該公示の日から二週間関係者の縦覧に供さなければならない。

2 前項の規定による公示があつたときは、関係者は、同項に規定する縦覧期間満了の日までに、当該風景地保護協定について意見書を提出することができる。

(風景地保護協定の認可)

第三十二条 知事は、第三十条第五項の規定による風景地保護協定の認可の申請が、次の各号のいずれにも該当するときは、当該風景地保護協定を認可しなければならない。

一 略

二 風景地保護協定の内容が、第三十条第三項各号に掲げる基準に適合するものであること。

(風景地保護協定の公示等)

して、当該土地の区域内の自然の風景地の管理を行うことができる。

一 五略

2 略

3 風景地保護協定の内容は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

一 二略

三 第一項各号に掲げる事項について知事が定める基準に適合するものであること。

4 市町村等が風景地保護協定を締結しようとするときは、あらかじめ、知事に協議し、同意を得なければならない。

5 略

(風景地保護協定の縦覧等)

第二十一条 県若しくは市町村等又は知事は、風景地保護協定を締結しようとするとき、又は前条第五項の規定による風景地保護協定の認可の申請があつたときは、知事が定めるところにより、その旨を公示し、当該風景地保護協定を当該公示の日から二週間関係者の縦覧に供さなければならない。

2 前項の規定による公示があつたときは、関係者は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該風景地保護協定について、県若しくは市町村等又は知事に意見書を提出することができる。

(風景地保護協定の認可)

第二十二条 知事は、第二十条第五項の規定による風景地保護協定の認可の申請が、次の各号のいずれにも該当するときは、当該風景地保護協定を認可しなければならない。

一 略

二 風景地保護協定の内容が、第二十条第三項各号に掲げる基準に適合するものであること。

(風景地保護協定の公示等)

9 第二項の確認又は第三項の認定を受けた者は、第六項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならぬ。

(認定の取消し)

第二十八条 知事は、前条第三項の認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の認定を取り消すことができる。

- 一 生態系維持回復事業計画に従つて生態系維持回復事業を行つていないと認めるとき。
- 二 その生態系維持回復事業を適正かつ確実に行うことができなくなつたと認めるとき。
- 三 前条第六項又は第九項の規定に違反したとき。
- 四 次条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 五 偽りその他の不正の手段により前条第三項又は第六項の認定を受けたとき。

(報告徴収)

第二十九条 知事は、第二十七条第三項の認定を受けた者に対し、その生態系維持回復事業の実施状況その他必要な事項に関し報告を求めることができる。

(風景地保護協定の締結等)

第三十条 県若しくは公共団体又は第三十六条第一項の規定により指定された公園管理団体で第三十七条第一号に掲げる業務のうち風景地保護協定に基づく自然の風景地の管理に関するものを行うものは、自然公園内の自然の風景地の保護のため必要があると認めるときは、当該自然公園内の区域内の土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利(臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなるものを除く。)を有する者(次項及び第三十五条において「土地の所有者等」と総称する。)と次に掲げる事項を定めた協定(以下「風景地保護協定」という。)を締結して、当該土地の区域内の自然の風景地の管理を行う

(風景地保護協定の締結等)

第二十條 県若しくは市町村等(市町村及び地方公共団体の組合をいう。以下同じ。)又は第二十六条第一項の規定により指定された公園管理団体で第二十七条第一号に掲げる業務のうち風景地保護協定に基づく自然の風景地の管理に関するものを行うものは、自然公園内の自然の風景地の保護のため必要があると認めるときは、当該自然公園の区域内の土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利(臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなるものを除く。)を有する者(次項及び第二十五条において「土地の所有者等」と総称する。)と次に掲げる事項を定めた協定(以下「風景地保護協定」という。)を締結

又は回復を図る必要があると認めるときは、生態系維持回復事業計画に従つて生態系維持回復事業を行うことができる。

2 公共団体は、規則で定めるところにより、その行う生態系維持回復事業について生態系維持回復事業計画に適合する旨の知事の確認を受けて、当該生態系維持回復事業計画に従つてその生態系維持回復事業を行うことができる。

3 県及び公共団体以外の者は、規則で定めるところにより、その行う生態系維持回復事業について、その者がその生態系維持回復事業を適正かつ確実に実施することができ、及びその生態系維持回復事業が生態系維持回復事業計画に適合する旨の知事の認定を受けて、当該生態系維持回復事業計画に従つてその生態系維持回復事業を行うことができる。

4 第二項の確認又は前項の認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 生態系維持回復事業を行う区域

三 生態系維持回復事業の内容

四 前三号に掲げるもののほか、規則で定める事項

5 前項の申請書には、生態系維持回復事業を行う区域を示す図面その他の規則で定める書類を添付しなければならない。

6 第二項の確認又は第三項の認定を受けた者は、第四項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、公共団体にあつては知事の確認を、県及び公共団体以外の者にあつては知事の認定を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

7 前項の確認又は認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

8 第五項の規定は、前項の申請書について準用する。

し、展望所、休憩所等をほしのままに占拠し、嫌悪の情を催させるような仕方でも客引きをし、その他当該自然公園の利用者に著しく迷惑をかけること。

2 知事は、その職員に、自然公園の特別地域又は集団施設地区内において前項第二号に掲げる行為をしている者があるときは、その行為をやめるべきことを指示させることができる。

3 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならぬ。

(生態系維持回復事業計画)

第二十六条 知事は、自然公園における生態系維持回復事業の適正かつ効果的な実施に資するため、公園計画に基づき、審議会の意見を聴いて、自然公園における生態系維持回復事業に関する計画（以下「生態系維持回復事業計画」という。）を定めることができる。

2 生態系維持回復事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 生態系維持回復事業の目標

二 生態系維持回復事業を行う区域

三 生態系維持回復事業の内容

四 前三号に掲げるもののほか、生態系維持回復事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項

3 知事は、生態系維持回復事業計画を定めたときは、その概要を公示しなければならない。

4 知事は、生態系維持回復事業計画を廃止し、又は変更しようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。

5 第三項の規定は、知事が生態系維持回復事業計画を廃止し、又は変更したときについて準用する。

(生態系維持回復事業)

第二十七条 県は、自然公園内の自然の風景地の保護のため生態系の維持

し、展望所、休憩所等をほしのままに占拠し、けんおの情を催させるような仕方でも客引きし、その他当該自然公園の利用者に著しく迷惑をかけること。

2 知事が指定する職員は、自然公園の特別地域又は集団施設地区内において前項第二号に掲げる行為をしている者があるときは、その行為をやめるべきことを指示することができる。

3 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

いての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合には、これに代わるべき必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

2 略

3 前項の規定により原状回復等を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(報告の徴収及び立入検査)

第二十三条 知事は、自然公園の保護のために必要があると認めるときは、第十九条第三項の規定による許可を受けた者又は第二十一条第二項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置を執るべき旨を命ぜられた者に対して、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 知事は、第十九条第三項、第二十一条第二項又は前条第一項若しくは第二項の規定による処分をするために必要があるときは、その必要限度において、その職員に、自然公園の区域内の土地若しくは建物内に立ち入り、第十九条第三項各号若しくは第二十一条第一項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、又はこれらの行為の風景に及ぼす影響を調査させることができる。

3 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

第二十四条 略

(利用のための規制)

第二十五条 自然公園の特別地域又は集団施設地区内においては、何人も、みだりに次の各号に掲げる行為をしてはならない。

一 当該自然公園の利用者に著しく不快の念を起させような方法で、ごみその他の汚物又は廃物を捨て、又は放置すること。

二 著しく悪臭を発散させ、拡声機、ラジオ等により著しく騒音を発

ての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合には、これに代わるべき必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

2 略

3 前項の規定により原状回復等を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(報告の徴収及び立入検査)

第十七条 知事は、自然公園の保護のために必要があるときは、第十三条第三項の規定による許可を受けた者又は第十五条第二項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置を執るべき旨を命ぜられた者に対して、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 知事は、第十三条第三項、第十五条第二項又は前条第一項若しくは第二項の規定による処分をするために必要があるときは、その必要限度において、その指定する職員をして、自然公園の区域内の土地若しくは建物内に立ち入らせ、第十三条第三項各号若しくは第十五条第一項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、又はこれらの行為の風景に及ぼす影響を調査させることができる。

3 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

第十八条 略

(利用のための規制)

第十九条 自然公園の特別地域又は集団施設地区内においては、何人も、みだりに次の各号に掲げる行為をしてはならない。

一 当該自然公園の利用者に著しく不快の念をおこさせような方法で、ごみその他の汚物又は廃物を捨て、又は放置すること。

二 著しく悪臭を発散させ、拡声機、ラジオ等により著しく騒音を発

きる。

4 知事は、第一項に規定する届出があつた場合において、実地の調査をする必要があるときその他前項に規定する期間内に第二項の規定による処分をすることができない合理的な理由があるときは、その理由が存続する間、前項に規定する期間を延長することができる。この場合においては、その期間内に、第一項に規定する届出をした者に対し、その旨及び期間を延長する理由を通知しなければならない。

5 第一項に規定する届出をした者は、その届出をした日から起算して三十日を経過した後でなければ、当該届出に係る行為に着手してはならない。

6 知事は、自然公園の風景の保護に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

7 次に掲げる行為については、第一項及び第二項の規定は、適用しない。

一 略

二 認定生態系維持回復事業等として行う行為

三 第三十条第一項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項第一号の風景地保護協定区域内で行う行為であつて、同項第二号又は第三号に掲げる事項に従つて行うもの

四 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、規則で定めるもの

五・六 略

(中止命令等)

第二十二條 知事は、自然公園の保護のために必要があると認めるときは、第十九条第三項の規定、第二十条の規定により許可に付された条件又は前条第二項の規定による処分に違反した者に対して、その保護のために必要な限度において、その行為の中止を命じ、又はこれらの者若しくはこれらの者から当該土地、建築物その他の工作物若しくは物件につ

4 知事は、第一項の届出があつた場合において、実地の調査をする必要があるときその他前項の期間内に第二項の処分をすることができない合理的な理由があるときは、その理由が存続する間、前項の期間を延長することができる。この場合においては、同項の期間内に、第一項の届出をした者に対し、その旨及び期間を延長する理由を通知しなければならない。

5 第一項の届出をした者は、その届出をした日から起算して三十日を経過した後でなければ、当該届出に係る行為に着手してはならない。

6 知事は、当該自然公園の風景の保護に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、前項の期間を短縮することができる。

7 次に掲げる行為については、第一項及び第二項の規定は、適用しない。

一 略

二 第二十条第一項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項第一号の風景地保護協定区域内で行う行為であつて、同項第二号又は第三号に掲げる事項に従つて行うもの

三 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、知事が定めるもの

四・五 略

(中止命令等)

第十六條 知事は、自然公園の保護のために必要があると認めるときは、第十三条第三項の規定、第十四条の規定により許可に付せられた条件又は前条第二項の規定による処分に違反した者に対して、その保護のために必要な限度において、その行為の中止を命じ、又はこれらの者若しくはこれらの者から当該土地、建築物その他の工作物若しくは物件につ

同項第一号の風景地保護協定区域内で行う行為であつて、同項第二号又は第三号に掲げる事項に従つて行うもの
四 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、規則で定めるもの

8 岡山県立森林公園条例（昭和五十年岡山県条例第十四号）第六条第一項ただし書の規定により、同項第一号から第五号までに掲げる行為（同項第二号に掲げる行為にあつては第三項第十一号に規定する植物に関するもの、同条第一項第五号に掲げる行為にあつては第三項第十三号に規定する動物に関するものに限る。）について許可を受けた者は、当該行為に相当する第三項各号に掲げる行為について同項の許可を受けたものとみなす。

第二十条 略
（普通地域）

第二十一条 自然公園の区域のうち特別地域に含まれない区域（以下「普通地域」という。）内において、次に掲げる行為をしようとする者は、知事に対し、規則で定めるところにより、行為の種類、場所、施行方法、着手予定日その他の規則で定める事項を届け出なければならない。
一 その規模が規則で定める基準を超える工作物を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、その規模が規則で定める基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）。

二 六略
2 知事は、自然公園の風景を保護するために必要があると認めるときは、普通地域内において前項の規定により届出を要する行為をしようとする者又はした者に対して、その風景を保護するために必要な限度において、当該行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

3 前項の規定による処分は、第一項に規定する届出をした者に対しては、その届出があつた日から起算して三十日以内に限り、することができる。

同項第一号の風景地保護協定区域内で行う行為であつて、同項第二号又は第三号に掲げる事項に従つて行うもの
三 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、知事が定めるもの

8 岡山県立森林公園条例（昭和五十年岡山県条例第十四号）第六条第一項ただし書の規定により、同項第一号から第四号までに掲げる行為（同項第二号に掲げる行為にあつては、第三項第十号に規定する植物に関するものに限る。）について許可を受けた者は、当該行為に相当する第三項各号に掲げる行為について同項の許可を受けたものとみなす。

第十四条 略
（普通地域）

第十五条 自然公園の区域のうち特別地域に含まれない区域（以下「普通地域」という。）内において、次に掲げる行為をしようとする者は、知事に対し、規則で定めるところにより、行為の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他規則で定める事項を届け出なければならない。
一 その規模が知事が定める基準を超える工作物を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、その規模が知事が定める基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）。

二 六略
2 知事は、自然公園の風景を保護するために必要があると認めるときは、普通地域内において前項各号に掲げる行為をしようとする者又はした者に対して、その風景を保護するために必要な限度において、当該行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

3 前項の処分は、第一項の届出をした者に対しては、その届出があつた日から起算して三十日以内に限り、することができる。

物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。

十三 山岳に生息する動物その他の動物で知事が指定するものを捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。

十四 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つこと（当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。）。

十五 十七略

4 略

5 第三項の規定により同項各号に掲げる行為が規制されることとなつた時において既に当該行為に着手している者は、同項の規定にかかわらず、引き続き当該行為をすることができ。この場合において、その者は、その規制されることとなつた日から起算して三月以内に、知事にその旨を届け出なければならない。

6 略

7 次に掲げる行為については、第三項及び前二項の規定は、適用しない。

一 略

二 認定生態系維持回復事業等（第二十七条第一項の規定により行われる生態系維持回復事業及び同条第二項の確認又は同条第三項の認定を受けた生態系維持回復事業をいう。第二十一条第七項第二号において同じ。）として行う行為

三 第三十条第一項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて

十一 山岳に生息する動物その他の動物で知事が指定するもの（以下この号において「指定動物」という。）を捕獲し、若しくは殺傷し、又は指定動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。

十二 十四略

4 略

5 特別地域が指定され、若しくはその区域が拡張された際当該特別地域内において第三項各号に掲げる行為（同項第五号に掲げる行為を除く。）又は同項第五号に規定する湖沼若しくは湿原が指定された際同号に規定する区域内において同号に掲げる行為若しくは同項第七号に規定する物が指定された際同号に掲げる行為に着手している者は、その指定又は区域の拡張の日から起算して三月以内に、知事にその旨を届け出なければならない。

6 略

7 次に掲げる行為については、第三項及び前二項の規定は、適用しない。

一 略

二 第二十条第一項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて

たときは、当該同意又は認可が失効した者は、その日から三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならぬ。

3 知事は、第九条第三項の認可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の認可を取り消すことができる。

一 第九条第六項若しくは第九項又は前条の規定に違反したとき。

二 第九条第十項の規定により同条第三項又は第六項の認可に付された条件に違反したとき。

三 第十条の規定による命令に違反したとき。

四 偽りその他不正の手段により第九条第三項又は第六項の認可を受けたとき。

(原状回復命令等)

第十四条 知事は、第九条第三項の認可を受けた者がその公園事業を廃止した場合、同項の認可が失効した場合又は同項の認可を取り消した場合において、自然公園の保護のために必要があると認めるときは、当該廃止した者、当該認可が失効した者又は当該認可を取り消された者に対して、相当の期限を定めて、その保護のために必要な限度において、原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

2 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置(以下この条において「原状回復等」という。)を命じようとする場合において、過失がなく当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、知事は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、知事又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公示しなければならない。

3 前項の規定により原状回復等を行うとする者は、その身分を示す証

を除く。)又は分割(その公園事業の全部を承継させるものに限る。)をした場合において、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割によりその公園事業の全部を承継する法人(以下この項において「合併法人等」という。)が国又は公共団体である場合にあつては知事に協議し、その同意を得たとき、合併法人等が国、県及び公共団体以外の法人である場合にあつては知事の承認を受けたときは、当該合併法人等は、当該公園事業者の地位を承継する。

2 公園事業者が死亡した場合において、相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意によりその公園事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この条において同じ。)がその公園事業を引き続き行おうとするときは、その相続人は、被相続人の死亡後六十日以内に知事に申請して、その承認を受けなければならない。

3 相続人が前項の承認の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその承認を受ける日又は承認をしない旨の通知を受ける日まで、被相続人に対してした第九条第三項の認可は、その相続人に対してしたものとみなす。

4 第二項の承認を受けた相続人は、被相続人に係る公園事業者の地位を承継する。

(公園事業の休廃止)

第十二条 公園事業者は、公園事業の全部若しくは一部を休止し、又は廃止しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を知事に届け出なければならない。

(認可の失効及び取消し等)

第十三条 公園事業として行う事業が他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分を必要とするものである場合において、その処分が取り消されたとき、その他その効力が失われたときは、当該事業に係る第九条第二項の同意又は同条第三項の認可は、その効力を失う。

2 前項の規定により第九条第二項の同意又は同条第三項の認可が失効し

「公園施設」という。）の種類

三 公園施設の位置

四 公園施設の規模

五 公園施設の管理又は経営の方法

六 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

5 前項の申請書には、公園施設の位置を示す図面その他の規則で定める書類を添付しなければならない。

6 第二項の同意を得た者又は第三項の認可を受けた者（以下「公園事業者」という。）は、第四項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、公共団体にあつては知事に協議し、その同意を得なければならず、県及び公共団体以外の者にあつては知事の認可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

7 前項の同意を得ようとする者又は同項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

8 第五項の規定は、前項の申請書について準用する。

9 公園事業者は、第六項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

10 第三項又は第六項の認可には、自然公園の保護又は利用のために必要な限度において、条件を付することができる。

（改善命令）

第十条 知事は、公園事業の適正な執行を確保するため必要があると認めるときは、前条第三項の認可を受けた者に対し、当該公園事業に係る施設の改善その他の当該公園事業の執行を改善するために必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

（承継）

第十一条 公園事業者である法人が合併（公園事業者である法人と公園事業者でない法人の合併であつて、公園事業者である法人が存続するもの

(指定の解除及び区域の変更)

第六条 知事は、自然公園の指定を解除し、又はその区域を変更しようとするときは、関係市町村及び審議会の意見を聴かなければならない。

2 略

(公園計画及び公園事業の決定)

第七条 公園計画及び公園事業は、知事が、関係市町村及び審議会の意見を聴いて決定する。

2 知事は、公園計画を決定したときはその概要を公示し、かつ、その公園計画を一般の閲覧に供し、公園事業を決定したときはその概要を公示しなければならぬ。

(公園計画及び公園事業の廃止及び変更)

第八条 知事は、公園計画及び公園事業を廃止し、又は変更しようとするときは、関係市町村及び審議会の意見を聴かなければならない。

2 略

(公園事業の執行)

第九条 公園事業は、県が執行する。ただし、道路法(昭和二十七年法律第八十号)その他の法律の定めるところにより、国が道路に係る事業その他の事業を執行することを妨げない。

2 市町村及び規則で定めるその他の公共団体(以下「公共団体」という。)は、規則で定めるところにより、知事に協議し、その同意を得て、公園事業の一部を執行することができる。

3 県及び公共団体以外の者は、規則で定めるところにより、知事の認可を受けて、公園事業の一部を執行することができる。

4 第二項の同意を得ようとする者又は前項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 第二条第二号に規定する規則で定める施設(以下この条において

(指定の解除及び区域の変更)

第六条 知事は、自然公園の指定を解除し、又はその区域を変更しようとするときは、関係市町村及び審議会の意見をきかなければならない。

2 略

(公園計画及び公園事業の決定)

第七条 公園計画及び公園事業は、知事が、関係市町村及び審議会の意見をきいて決定する。

2 知事は、公園計画又は公園事業を決定したときは、その概要を公示しなければならぬ。

(公園計画及び公園事業の廃止及び変更)

第八条 知事は、公園計画及び公園事業を廃止し、又は変更しようとするときは、関係市町村及び審議会の意見をきかなければならない。

2 略

(公園事業の執行)

第九条 公園事業は、県が執行する。

2 市町村及び知事が定めるその他の公共団体(以下「公共団体」という。)は、知事の承認を受けて、公園事業の一部を執行することができる。

3 県及び公共団体以外の者は、知事の認可を受けて、公園事業の一部を執行することができる。

4 前二項の規定による承認及び認可の手続並びにその承認又は認可を受けて行なう公園事業の執行に関して必要な事項は、知事が定める。

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 公園計画 自然公園の保護又は利用のための規制又は事業に関する計画をいう。</p> <p>二 公園事業 公園計画に基づいて執行する事業であつて、自然公園の保護又は利用のための施設で規則で定めるものに関するものをいう。</p> <p>三 生態系維持回復事業 公園計画に基づいて行う事業であつて、自然公園における生態系の維持又は回復を図るものをいう。</p> <p>(県等の責務)</p> <p>第三条 県、市町村、事業者及び自然公園の利用者は、自然環境が現代及び次代における県民の健康で文化的な生活に欠くことができないものであることにかんがみ、優れた自然の風景地の保護とその適正な利用が図られるように、それぞれの立場において努めなければならない。</p> <p>2 県及び市町村は、自然公園に生息し、又は生育する動植物の保護が自然公園の風景の保護に重要であることにかんがみ、自然公園における生態系の多様性の確保その他の生物の多様性の確保を旨として、自然公園の風景の保護に関する施策を講ずるものとする。</p> <p>(指定)</p> <p>第五条 自然公園は、知事が、関係市町村及び岡山県自然環境保全審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴き、区域を定めて指定する。</p> <p>2 略</p> <p>3 自然公園の指定は、前項の規定による公示によつてその効力を生ずる。</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 公園計画 自然公園の保護又は利用のための規制又は施設に関する計画をいう。</p> <p>二 公園事業 公園計画に基づいて執行する事業であつて、自然公園の保護又は利用のための施設で知事が定めるものに関するものをいう。</p> <p>(県等の責務)</p> <p>第三条 県、市町村、事業者及び自然公園の利用者は、自然環境が現代及び次代における県民の健康で文化的な生活に欠くことができないものであることにかんがみ、すぐれた自然の風景地の保護とその適正な利用が図られるように、それぞれの立場において努めなければならない。</p> <p>(指定)</p> <p>第五条 自然公園は、知事が、関係市町村及び岡山県自然環境保全審議会（以下「審議会」という。）の意見をきき、区域を定めて指定する。</p> <p>2 略</p> <p>3 自然公園の指定は、前項の公示によつてその効力を生ずる。</p>

明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(報告徴収及び立入検査)

第十五条 知事は、第九条第三項の認可を受けた者に対し、同条から前条までの規定の施行に必要な限度において、その公園事業の執行状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、その公園事業に係る施設に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

第十六条・第十七条略

(適用除外)

第十八条 前二条の規定は、道路法による道路に係る事業及び他の法律又は条例にその執行に要する費用に関して別段の規定があるその他の事業については、適用しない。

(特別地域)

第十九条 1・2略

3 特別地域内においては、次に掲げる行為は、知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為又は第三号に掲げる行為で森林の整備及び保全を図るために行うものは、この限りでない。

一・二略

三 知事が指定する区域内において木竹を損傷すること。

四〇十一略

十二 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植

第十条・第十一条略

(適用除外)

第十二条 前三条の規定は、公園事業のうち国の機関の行なう事業について、前二条の規定は、道路法(昭和二十七年法律第八十号)による道路に係る事業及び他の法律又は条例にその執行に要する費用に関して別段の規定があるその他の事業については、適用しない。

(特別地域)

第十三条 1・2略

3 特別地域内においては、次に掲げる行為は、知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、当該特別地域が指定され、若しくはその区域が拡張された際に着手していた行為(第五号に掲げる行為を除く。)若しくは同号に規定する湖沼若しくは湿原が指定された際に着手していた同号に掲げる行為若しくは第七号に規定する物が指定された際に着手していた同号に掲げる行為又は非常災害のために必要な応急措置として行う行為は、この限りでない。

一・二略

三〇十略